

# 一般社団法人まはえ倶楽部会員規約

## 1、 名称

この会は、一般社団法人まはえ倶楽部という。

## 2、 目的

この会は、『絆』をテーマにしたコミュニティづくりをすべく、地域住民の方々、シニア世代の方々、子育て世代の方々を中心に様々なイベント企画や場所の提供などをしていく。街の寄り合いどころを目指し、活動していく。

## 3、 活動

シニア世代の活動の場、「まはえ友の会」の主催  
各種健康講座、趣味講座の主催  
介護に関する相談、勉強会の主催  
子育て世代の交流の場、「ゆんたく」の主催  
読み聞かせ、食育、体操など子育てイベントの主催  
季節の行事の主催  
その他この会の目的を達成する為の活動

## 4、 入会資格

まはえ倶楽部の趣旨に賛同し、規約に同意する個人または法人（団体）。

## 5、 会員

1. この会の会員は、個人会員と法人会員の2種類とする。  
会員についての規約は別途定める。
2. 別紙の入会申し込み用紙に記入し、年会費を支払い入会とする。

## 6、 会員資格の喪失・除名

会員が規約に反する言動を行った場合は、会員の資格を喪失する。  
会員が退会届を提出したとき。  
会費を滞納し、かつその催促に応じなかったとき。（督促送達より3カ月）

## 7、 年会費

個人                    正会員 4000円  
                             賛助会員 2000円  
法人（団体）        正会員 1口 10000円  
途中入会の方は、月割りした金額を頂きます。

8、 役員

この会に次の役員を置く。

理事長 1名

理事 2名以上

監事 1名以上

役員の任期は2年とする。

役員会は必要に応じて招集する。

役員会は今後の活動や会の運営について議論する。

9、 総会と臨時総会

会議は総会と臨時総会の2種とし、理事が招集する。

総会は毎年1回開催する。

臨時総会は理事が必要と認めた時と、利用者等の自由な懇談の場として開催イベントの後などに臨時に開催する。

10、 事務処理

この会の事務はまはえ倶楽部事務局で処理する。

11、 附則

この規約は平成23年4月4日より施行する。

## 会員についての規約

個人会員 この会の目的に賛同し、入会した個人。

A：正会員： 決議権があります。  
各種イベントに無料で参加できます。

B：賛助会員： 決議権はありません。  
各種イベント2回（名）まで参加できます。

法人会員 この会の目的に賛同し入会した法人。（1口）  
決議権はありません。

各種イベント10回（名）まで参加できます。  
イベント・チラシなどへの企業宣伝・広告掲載権があります。（年間）  
イベント時の出店権があります。（年間）  
地域交流スペース利用権が有ります。（10時間分）  
以上4つから1つを選択して頂きます。

但し、材料費、弁当代など実費のかかるものは自己負担して頂きます。

以上

別紙

一般社団法人まはえ倶楽部年会費

正会員（個人）	4,000円
正会員（法人）1口	10,000円
賛助会員（個人）	2,000円

# まはえ倶楽部入会申込用紙

記入日 年 月 日

規約に同意し、一般社団法人まはえ倶楽部入会を申し込みます。

お名前： \_\_\_\_\_

ご職業： \_\_\_\_\_

ご住所：〒 \_\_\_\_\_

お電話： \_\_\_\_\_

緊急時の連絡先（携帯電話など）： \_\_\_\_\_

E-mail アドレス： \_\_\_\_\_

< 会員の種類 > 丸をつけてください。

個人正会員（年会費 4,000 円）      賛助会員（年会費 2,000 円）

法人会員（一口 10,000 円）

まはえ倶楽部でのボランティア活動を希望      します      ・      しません

（ 丸をつけてください）

上記で「します」に丸をつけて頂いた方には、まはえ倶楽部より連絡させて頂き、提供可能なサービス等お話頂きたいと思っております。

< 振込口座 >

静清信用金庫 番町支店 普通口座 0110468

一般社団法人まはえ倶楽部 代表理事 横山 彩      よろしくお願い致します。

申し訳ございませんが、振り込み手数料はご負担下さい。

記入していただいた内容は、まはえ倶楽部内のみで利用させて頂きます。外部で利用する事はありません。